

(著作権の保護期間に関するオーストラリア側書簡)

(訳文)

本大臣は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の署名に関し、次のことを確認する光榮を有します。

1 TPP協定に基づき著作権及び関連する権利に関して日本国において与えられる新たな保護期間が、同国における現行の保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づくものを含む。）を超えること。

2 オーストラリアは、1の事実を踏まえ、TPP協定が日本国及びオーストラリアの双方について効力を生ずる日以後、平和条約第十五条(c)の規定に基づいて与えられる著作権の保護に関する権利を行使しないことを決定したこと。

本大臣は、TPP協定が、今後、我々の地域における経済成長を促進させることを確信するとともに、TPP協定が日本国とオーストラリアとの間の緊密な関係を更に強化することを期待します。

二千十六年二月四日

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ

日本国経済再生担当大臣 石原伸晃閣下